（B × 661）／A

［略］

［2　略］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{60.960 \times B - 29{,}138 \times A \times C \times D / 100{,}000}{13.0 \times A}$$

60.960 × B が 29,138 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 60.960 × B を 29,138 × A × C × D／100,000 × ２とし、60.960 × B が 29,138 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 60.960 × B を 29,138 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60.960 × B、29,138 × A × C × D／100,000、13.0 × A 及び 29,138 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［略］

4　標準額支払団員数は、「令和八年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和八年三月四日付け消防地第百五十六号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 6.45 ＋ C × 13.23 ＋ D × 18.65 ＋ E × 27.11 ＋ F × 32.08 ＋ G × 24.59 ＋ H × 27.63 ＋ I × 28.92 ＋ J × 36.64 ＋ K × 17.22 ＋ L × 30.77 ＋ M × 24.55 ＋ N × 20.88 ＋ O × 28.21）／A

［略］

［2　略］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二　下水道費	人口
三　その他の土木費	人口

（B × 663）／A

［同左］

［2　同上］

3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{60.245 \times B - 28{,}797 \times A \times C \times D / 100{,}000}{12.3 \times A}$$

60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × ２とし、60.245 × B が 28,797 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 60.245 × B を 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60.245 × B、28,797 × A × C × D／100,000、12.3 × A 及び 28,797 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

［同左］

4　標準額支払団員数は、「令和七年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和七年三月十一日付け消防地第百五十五号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 5.84 ＋ C × 11.97 ＋ D × 16.82 ＋ E × 25.06 ＋ F × 29.50 ＋ G × 22.25 ＋ H × 25.12 ＋ I × 26.17 ＋ J × 33.42 ＋ K × 15.71 ＋ L × 29.74 ＋ M × 25.07 ＋ N × 21.39 ＋ O × 26.74）／A

［同左］

［2　同上］

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二　下水道費	人口
三　その他の土木費	人口